

仕様書

1 業務名

久留米市地域リハビリテーション活動支援事業業務（単価契約）

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 事業目的

本事業は、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者（以下「リハ専門職」という。）が、地域包括支援センターをはじめとする多様な主体と連携しながら、地域で介護予防に取り組む意欲がある団体に対し、自主的に運動等の取り組みができるように助言・指導を行うことで、市民が地域の中で継続的に介護予防の取り組めるよう支援することを目的とする。

4 実施場所

久留米市内

5 委託内容

通いの場等を活用した住民向けの介護予防に関する技術的助言、講座の開催及び調整業務

- （1）地域の求めに応じ、通いの場等において、高齢者の心身状態や生活実態を把握するとともに、介護予防活動の担い手育成にかかる講話、健診や医療の受診勧奨など、介護予防に効果的な活動が継続できるよう、地域の実情に応じて必要な助言や講座を行う。
- （2）講座開催の実施回数は、年間90回を上限とする。同一団体の利用は、原則年1回までとする。
- （3）参加対象者は久留米市在住で概ね65歳以上の高齢者の団体とする。ただし、次の場合は講座の開催対象から除く。
 - ① 政治・宗教活動・営利を目的とするもの、苦情・陳情を目的とするもの、当講座の目的に反すると思われるもの。
 - ② 介護事業所、社会福祉法人、医療法人等の法人・事業所が主催者となって開催されるもの。
- （4）開催場所は、校区コミュニティセンターなどの市内の公共的施設とする。
- （5）講座参加者数は概ね5名から30名程度とする。
- （6）講座開催に係る会場の準備、設営及びその使用料に係る一切の負担は、申込団体が負う。
- （7）その他、地域リハビリテーション活動支援事業の目的に向けた多職種からの相談や、久留米市が実施する介護予防の取り組みへの協力を行うこと。

6 実施にあたって

（1）事務調整

- ① 久留米市長寿支援課より業務指令を受けたときは、速やかに派遣する講師の決定を行うとともに、申込団体と調整を行うこと。日程等については団体の代表者と直接調整し、団体の意向等を最大限に考慮して決定すること。原則として、派遣日時の1か月前までに団体からの派遣申込を受けているが、派遣日時の1か月前の期限を切っている場合であっても、可能な限り対応すること。また、決定した日程は市担当者へ報告すること。
- ② 事業開始前には、団体の代表者と事業について打合せを行うこと。
- ③ 出務時に必要な資料・機材等を準備し、当日のぞむこと。

（2）講座の実施

① 講師 1名または2名

本事業に従事する者は、原則、受託者（以下、乙とする）に所属する理学療法士及び作業療法士とする。

派遣する講師は身分証明書（写真入りが望ましい）を携行し、講座実施時は紐で首から下げるなど常に見えるように身につけさせなければならない。体力測定を実施する際は、2名体制での派遣とする。

② 実施時間

講座開催時間は、平日の午前9時30分～午後4時30分までとし、1回あたり90分または60分とする。

上記は目安であり、派遣先団体の活動により多少時間に長短はある。

③ 内容

- ・終了後も参加者が介護予防を継続して取り組める指導内容にすること。
- ・市の既存事業の周知を行い、事業参加につながるような内容にすること。
- ・事業実施にあたっては、十分に安全に配慮して行うこと。
- ・以下の注意点を参加者に説明の上実施すること。

- ・発熱、頭痛、腹痛の症状がある方、関節の痛みがひどい方、疲れている方、血圧の高い方などは運動を中止する。
- ・痛いところまで体を動かさない。
- ・反動をつけずゆっくり体を動かす。
- ・膝や腰などに痛みが出たらすぐに中止する。

a) 身体機能評価

下記の内容を会場や参加者の状況により実施。ただし、市からの指示内容によっては身体機能評価を全て行わない場合もある。

- ・歩行能力：5m歩行テストまたはTimed Up and Go test (TUG)
- ・筋力：握力
- ・身体計測：指輪っかテスト、BMI 早見表チェック
- ・フレイルチェック

b) 運動プログラム 下記の内容を会場や参加者の状況により実施

- ・準備運動（ストレッチ）
- ・筋力強化運動
- ・立位バランス運動
- ・こげんやか体操など

(3) その他（留意事項）

- ① 参加者の不慮の事故等に備え、緊急時対応マニュアルを整備し、従事者に周知徹底すること。また、作成したマニュアルの写しを1部、市に提出すること。
- ② 事業実施時における賠償責任保険の加入は、乙が行うこと。また、加入後速やかに保険証券の写しを1部、市に提出すること。
- ③ 市が配布するアンケート用紙を配布し、提出を促すこと。

4 報告

(1) 活動報告及び事業報告

事業実施状況について、場所、日時、実施者氏名及び支援内容等を確認できる月次報告書（独自様式で可）を作成し、活動月の翌月10日までにこれを市に提出、検査を受けること（ただし、

3月分は3月31日までに報告すること)。また、参加者の状況(身体機能評価等)が把握できる報告書(任意様式も可とする)を作成し、月次報告と併せて市に報告すること。

(2) 年度末の報告

講座実施の実績について年度末締めで4月10日までに長寿支援課へ「完了届」(任意様式も可とする)を提出すること。

5 委託料について

(1) 委託料については単価契約とし、項目は1回(90分)あたりの派遣費と1回(60分)あたりの派遣費とする。

(2) 市は、実績報告書を受理後、速やかに検査を行う。乙は、検査合格後、請求書により委託料を請求し、市は請求書を受けた日から30日以内に委託料を支払うこととする。

6 安全管理

業務の実施に当たっては参加者の心身の状況等を把握しながら、事故のないよう実施すること。また、基本的な感染対策を徹底すること。

7 その他

(1) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に則り、適切に措置すること。

(2) 契約に際しては、久留米市暴力団排除条例に基づき、別紙「誓約書」を提出すること。

(3) 乙は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。)を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。なお、市の取扱いについては、公式ホームページに掲載する「久留米市障害者差別解消に関する職員対応要領」を参照すること。

(4) この仕様書に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、乙と市と協議し、対応するものとする。

《参考》久留米市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

○第1章 健康づくりと社会参加の促進(重点施策)

65歳以上の高齢者のうち「通いの場」に参加する人の割合 令和4年度実績 8.0%